平成31年2月 総務部 行政改革推進課

全庁的なコンプライアンスの徹底を図り、県政に対する県民の信頼を確保するため、県職員が遵守すべき事項等を示した職員倫理に関する条例等を制定し、平成31年4月から施行します。

#### 〈ポイント〉

- 1 国家公務員倫理法、同倫理規程及びこれらに違反した場合の懲戒処分の基準が平成12年に施行されて以来、多くの事例を積み重ねつつ、実態に即した所要の改正を加えるなど、実効性を上げ るための取組がなされていることから、本県においても、同法、同規程及び同基準の内容を基本として条例等を制定します。
- 2 条例では、対象となる職員の定義、倫理原則、贈与等の報告義務、審査会や倫理監督者の設置について定め、規則では、利害関係者の定義、利害関係者との具体的な禁止行為等について定めま す。併せて、条例・規則に違反した場合の懲戒処分の基準を定めます。

# 概要 (イメージ)

## 1 総則

# ▶ 目的(第1条)

職務に係る倫理保持に必要な措置を講ずることで、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑 や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する県民の信頼を確保する。

- 定義等(第2条)
  - ① 職員(倫理条例の対象) 一般職の職員・特別職(教育長及び公営企業管理者に限る。)(\*1)
  - ② 事業者等 ・法人その他の団体 ・事業の利益のためにする行為を行う場合における個人 (事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、
- 倫理原則(第3条) 従業員、代理人その他の者は、事業者等とみなす。) ① 県民全体の奉仕者であることを自覚し、公正な職務執行に当たらなければならない。

千葉県職員倫理条例

- ② 職務や地位を私的利益のために用いてはならない。
- ③ 県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- → 公表(第4条) 倫理の保持に関する状況及び施策について毎年、公表する。 条例、倫理規則(知事)、規程(他任命)に違反した場合に懲戒処分を行った ときは、任命権者は処分の概要を公表する。

## 2 千葉県職員倫理規則(第5条)□

- ・知事は、倫理原則を踏まえ、千葉県職員倫理規則(仮称)を制定する。
- ・知事以外の他の任命権者は、職員の倫理に関する規程を定めるものとする。
- ・倫理規則には、利害関係者からの贈与等の禁止及び制限等や利害関係者との接触などに関し、 職員が遵守すべき事項が含まれていなければならない。
- ・倫理規則の制定改廃に際しては千葉県コンプライアンス委員会の意見を聴く。

#### 3 贈与等の報告・公開

- 贈与(第6条)
- 管理職員等(\*2)は、事業者等から1件5千円を超える 贈与等を受けたときは贈与等報告書を任命権者に提出する。 ▶ 株取引・所得(第7条・第8条) 部長級の職員は、株取引等報告書及び所得等報告書を任命 権者に提出する。
- ▶ 報告書の保存・閲覧(第9条)

任命権者は5年間保存。何人も1件2万円超の贈与等報告 書の閲覧を請求できる。

▶ 報告書の写しの送付

任命権者は、部長級の職員に係る贈与等報告書等の写しを 千葉県コンプライアンス委員会に送付する。

# 4 千葉県コンプライアンス委員会 (倫理条例の附則で千葉県行政組織条例を改正する。)(\*3)

- ▶ 設置 現行の「千葉県コンプライアンス委員会議」を附属機関として位置づけ、以下 の所掌・権限を担わせる。
- ▶ 所掌・権限 ・倫理規則の制定、改廃に関する意見の具申
  - ・事務の管理や執行が法令に適合し、適正に行われるための意見の具申
  - ・体制整備、研修に関する意見の具申
  - ・贈与等報告書等に対する意見の具申
  - ・倫理保持のため監督上必要な措置についての意見の具申

#### 5 倫理監督者(第10条)

- ▶ 設置 各任命権者に倫理監督者を1名設置する。
- ▶ 責務 倫理保持に関し必要な指導・助言を行う。

#### 6 その他(第11条)

> 守秘義務 委員会の委員は、職務上知ることのできた秘密をもらしてはならない。

## 懲戒処分の基準

千葉県職員倫理条例・規則に違反した場合の懲戒処分の基準について、別紙のとおり作成する。

# 千葉県職員倫理規則 (案)

# 倫理行動規準(4条)

倫理原則等を、倫理保持を図るための遵守すべき規準として、行動する。

#### |2 利害関係者|(5条)…職員が職務として携わる次の事務の相手方

- ① 許認可等の相手方
- ⑤ 行政指導を受けている者
- ② 補助金等の交付の対象者
- ③ 検査等を受ける者 ④ 不利益処分の名宛人
- ⑥ 事業の発達、改善及び調整に関する事務の相手方となる営利事業者
- ⑦ 契約の相手方(申込みをしようとする者も含む)
- ⑧ 職員が職務として携わる事務についての入札に参加するために必要 な資格を有する事業者(「千葉県建設工事等入札参加業者資格者名

簿」及び「物品等入札参加業者適格者名簿」の登載業者)(\*4)

# 3 禁止行為(6条)

- (1) 禁止行為 ①金銭、物品等の贈与を受けること
  - ⑤未公開株式を受けること
- ②金銭の貸付けを受けること
  - ⑥供応接待を受けること
- ③無償で物品等の貸付けを受けること ⑦遊技、ゴルフ、旅行をすること ④無償でサービスの提供を受けること ⑧第三者に対して禁止行為をさせること
- (2) 禁止行為から除外される行為(6条2項)

広く一般に配布される宣伝用物品等を受領すること、職務で出席した会議で簡素な飲食物の提供を 受けること、多数の者が出席する立食パーティーで飲食の提供を受けること 等

# 4 禁止行為の例外(私的な関係のある利害関係者について)(7条)

私的な関係がある利害関係者(親族関係等職員となる前からの関係がある者)との間では、県民の 疑惑や不信を招くおそれがない場合に限り、禁止行為を行うことができる。

#### 5 利害関係者以外の者との間の禁止行為(8条)

供応接待を繰り返し受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を超える供応接待等を受けては ならない。

## 6 倫理保持阻害行為(9条)

他の職員が倫理規則違反によって得た財産上の利益であることを知りながら、その利益を受け取って はならない。

#### 7 利害関係者と共に飲食をする場合の届出(10条)

自己の飲食の費用を自己負担する等、利害関係者の負担によらないで利害関係者と飲食する場合は、 その費用が1万円を超える場合は倫理監督者へ事前に届け出なければならない。

# 8 講演等に関する規制(11条)

利害関係者からの依頼に応じて、報酬を受けて講演や監修をしようとする場合、あらかじめ倫理監督 者の承認を得なければならない。

#### 9 倫理監督者への相談(12条)

利害関係者に該当するか、禁止行為に該当するか判断できない場合、倫理監督者に相談する。

#### |10 贈与等の報告|(13条)

講演等の報酬は、贈与等報告の対象となる。

贈与等報告書には、贈与等の内容やその事業者との関係、供応接待を受けた場合はその内容、事業者 等の役員等からの贈与の場合はその役職や氏名などを記載する。

#### 11 倫理監督者 (17条)

倫理監督者は、条例に規定する責務を果たすほか、違反行為があった場合は知事に報告する。 倫理監督者は、その指定する職員に、職務の一部を行わせることができる。

# 倫理条例・倫理規則に違反した場合の懲戒処分の基準(知事部局等)[案]

	違反行為	懲戒処分の種類			
		免職	停職	減給	戒告
1	各種報告書等を提出しないこと				0
2	虚偽の事項を記載した各種報告書等を提出すること			0	0
3	∫ 金銭・物品の贈与を受けること	0	0	0	0
4	不動産の贈与を受けること	0	0		
5	金銭の貸付けを受けること			0	0
6	無償で物品の貸付けを受けること			0	0
7	無償で不動産の貸付けを受けること		0	0	
8	利害関係者から 〈 無償で役務の提供を受けること	0	0	0	0
9	未公開株式を譲り受けること		0	0	
10	供応接待(飲食物の提供) を受けること			0	0
11	遊技・ゴルフの接待を受けること			0	0
12	海外旅行の接待を受けること		0	0	0
13	国内旅行の接待を受けること			0	0
14	利害関係者と共に遊技・ゴルフをすること(接待以外)				0
15	利害関係者と共に旅行をすること(接待以外)				0
16	利害関係者をして第三者に対し3~15の違反行為をさせること	0	0	0	0
17	利害関係者ではない事業者等から、社会通念上相当と認められ る程度を超えて、供応接待・財産上の利益の供与を受けること			0	0
18	利害関係者につけ回しをすること	0	0	0	
19	利害関係者ではない事業者等につけ回しをすること			0	0
20	他の職員が倫理規則に違反する行為によって得た財産上の利益 であることを知りながら、これを受け取り、又は享受すること	0	0	0	0
21	違反行為の疑いのある事実について虚偽の申述をし、又は隠蔽 すること		0	0	0
22	部下の違反行為の疑いのある事実を黙認すること		0	0	
23	利害関係者と共に、利害関係者の負担によらず、自己分の費用が 1万円超の飲食をする場合に、届け出ないこと				0
24	利害関係者と共に、利害関係者の負担によらず、自己分の費用が 1万円超の飲食をする場合に、虚偽の事項を届け出ること			0	0
25	承認を得ずに、利害関係者からの依頼に応じて、報酬を受けて 講演等をすること			0	0

<sup>※</sup>この表は基本となる基準を示したものであり、行為の態様等によりこの基準よりも重い懲戒処分 又は軽い懲戒処分等が行われることがある。